

施設の個人使用について

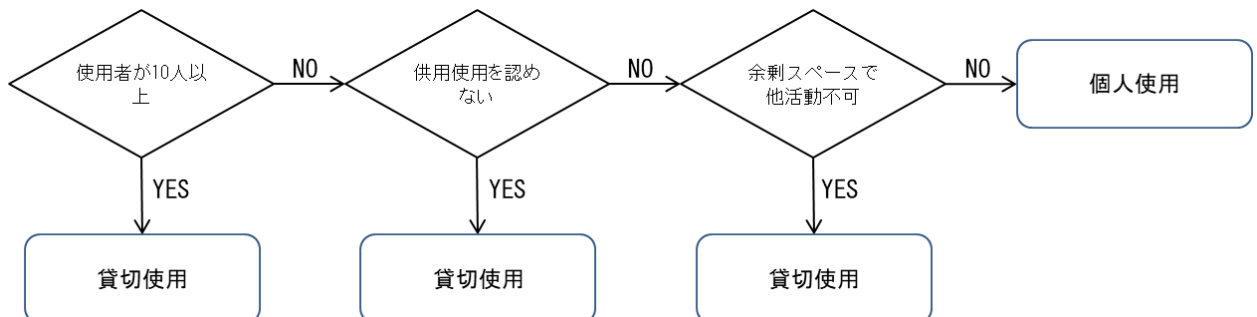
「個人使用」とは、次の要件を全て満たすものが該当します。

- ① 10人未満の利用であること
- ② 貸切利用に該当しないこと ※
- ③ 他の利用者と共用使用ができること
- ④ 当日申請のみ（事前予約は不可）

※使用施設の最小単位（片面使用の場合は片面）を実質占有するような形態は貸切り使用となります。

卓球台、バドミントンといった体育器具を設置した場合、器具を設置した半面はその他の競技が実質的にできなくなるため、面積の狭い競技場の個人使用については、体育器具を設置しない場合に限られることになります。

◆個人使用判断フローチャート



（五所川原市体育施設設置条例より抜粋）

貸切り使用とは、施設を専用として使用することを、個人使用とは、貸切り使用を除く10人未満の個人が使用の当日の申請に基づき施設（共用部分を含む。）の一部又は全部を使用することをいう。